

在宅支援サービスについて

令和6年度からの変更点

○羽島市見守り配食サービス事業利用者負担額の変更

令和6年4月1日より利用者負担額を1食あたり350円から400円に変更します。

○羽島市徘徊高齢者検索システム事業の廃止

令和6年4月1日より羽島市徘徊高齢者検索システム事業を廃止します。

羽島市高齢者在宅支援サービス事業

配食サービス事業	対 象	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で調理が困難な者
	内 容	安否確認と栄養補給を目的に昼食又は夕食のうち一食のみを配食する 安否確認のため、週3日以上の利用をお願いします
	利用料金	一食 400円
軽度生活支援事業	対 象	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で必要と認められる者
	内 容	軽易な日常生活上の援助（家事援助、庭等の手入れなど）
	利用料金	一部負担あり（200円～400円）
介護用品助成事業	対 象	・介護認定審査会において要介護度4・5の認定を受け、在宅で介護を受けている者 ・65歳以上の在宅の高齢者で常時紙オムツを使用している者（申請時民生委員の署名が必要）
	内 容	1カ月あたり1,800円
	利用制限	所得制限あり （前年度市民税所得割税額6万円未満の世帯）
緊急通報システム事業	対 象	65歳以上のひとり暮らし高齢者で必要と認められる者
	内 容	急病・事故等の緊急事態に対し円滑な救助及び援助を行う
	費用負担	設置時負担金あり（2,500円～30,000円）
寝具洗濯乾燥事業	対 象	65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で心身及び疾病等の理由により寝具の衛生管理が困難な世帯
	内 容	ふとんの消毒乾燥を年1回実施
	費用負担	一部負担金あり（200円～400円）
高齢者いきいき住宅改善助成事業	対 象	65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない方又はこれらの人と同居している方で、市税等を納期までに完納している世帯
	内 容	高齢者の日常生活の利便性を図るため、手すりの取り付け、段差の解消など住宅の設備・構造を改善する工事費用の一部を助成
	助成限度額	5万円（対象工事費用の3分の1） ※介護保険制度の認定を受けていない方
見守りSOS事業	対 象	高齢者等で認知症と診断された人やその疑いがある人、徘徊のおそれがある人
	内 容	身元確認が容易となる見守りSOSステッカーの配布
	利用料金	無料
羽島市認知症高齢者等あんしん補償事業	対 象	羽島市見守りSOS事業を利用する人で、補償事業の利用を希望する人
	内 容	対象者が損害賠償責任を負った場合に賠償額の全額または一部が補償される
	利用料金	無料

※入院中、施設入所の方は該当しません。

詳しいことは、市役所高齢福祉課にお尋ねください。

羽島市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

TEL 392-1111 内線 2552